

成績評価における客観的な指標の設定及び適切な実施について

当施設では、「国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局就労移行支援（養成施設）理療教育実施細則（以下、「実施細則」とよぶ）19 及び 30－(1)に基づき学習者の履修成果を適切かつ客観的に把握するため、授業科目ごとの評価を点数化し、その平均により算出する客観的指標（平均点方式）を用いた成績評価を実施しています。

また、成績評価の厳格化として、教官による成績会議を経て、国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局就労移行支援（養成施設）理療教育規程第 17 条に基づき、支援決定会議を開催し、単位認定及び進級・卒業（修了）を認めています。

【1. 客観的指標の設定（平均点方式）】

各授業科目の評価は、実施細則 14 に基づき、担当教官が以下の方法から選択し、総合的に実施します。

- ・筆記試験
- ・実技試験
- ・レポート法
- ・問答法（口頭試験）
- ・観察記録法

※各科目の成績は前期・後期の平均点をもって学年末評価とします。

【2. 評価基準】

（1）筆記試験科目、レポート法、問答法、観察記録法

可	60 点以上
再評価	59 点～40 点
不可	40 点未満

※再評価試験では 60 点以上を可とします。

(2) 実技試験科目

可	60 点以上
不可	59 点以下

※実技科目は2名以上の教員による協議により評価します。

【3. 評価実施要件】

出席時数が授業時数の 3 分の 2 未満の場合は評価を行いません。

【4. 單位認定基準】

以下を満たした場合に単位認定します。

- ・ 学年末評価が可
- ・ 出席時数が3分の2以上

【5. 試験計画】

試験日程は年度当初に年間計画として明示し、計画的な学習を促進します。

【6. 客観的指標の算出方法】

履修科目の学年末評価点の合計

平均点= 履修科目数

※必要に応じて、成績分布の把握に用います。

以上